

進行
教育長挨拶

○ 開会

○ このたびは、平成31年度宮城県教科用図書選定審議会の委員をお引き受けいただきましたことに、厚くお礼を申し上げます。本審議会は県教育委員会が設置する教科書採択に係る諮問機関であり、市町村教育委員会が行う採択事務について、県教育委員会が指導、助言、援助を行うにあたり、御意見を伺うための審議会である。

教科書は、学習の主たる教材であり、全ての児童生徒の学校における授業や家庭における学習活動において重要な役割を果たすものである。このため、教科書採択においては、採択権者の判断と責任により、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たす必要があり、教科書採択の公正性・透明性の確保が強く求められている。

県教育委員会としては、改めて教科書採択に関する法令や通知等を踏まえ、教科書の重要性に鑑み、教科書採択の公正確保の徹底が図られるよう、市町村教育委員会と共に万全を期していく。審議会の皆様においても御理解と御協力を賜るようお願いする。

今年度は、後ほど諮問するとおり、小学校、中学校、そして、特別支援学校や特別支援学級で使用する教科用図書の採択基準等について御審議をいただくこととなる。

今後、各教科用図書についてさらに綿密な調査研究を行い、採択の参考となる選定資料を作成することとなるが、そのための専門委員については、別途委嘱している。

今回、委員の皆様方に御審議いただく採択基準、選定資料等は、各採択地区の協議会が独自の調査・研究をし、教科書の採択を行う上での拠り所となるものであり、重要な意味を持つものと考えている。

県教育委員会としては、当審議会の意見を踏まえ、採択基準、選定資料等の必要な資料を作成し、市町村教育委員会等に対して、指導、助言、援助を行っていく。委員の皆様方には、限られた時間の中での御審議となるが、ぜひ、忌憚のない御意見、御指導を賜るようお願い申し上げ、挨拶とする。

教育長

○ 諮問

平成32年度使用教科用図書の採択について（諮問）

このことについて、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第11条第1項及び第13条第2項の規定により、下記の事項について貴会の意見を求めます。

- 1 小学校用教科書の採択において、平成32年度から使用する各教科の教科書の採択基準及び選定資料並びにその他指導助言等に関する事項
- 2 中学校用教科書の採択において、平成32年度に使用する「特別の教科 道徳」を除く各教科書の採択基準及び選定資料並びにその他指導助言等に関する事項
- 3 特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書の採択において、平成32年度に使用する教科用図書（学校教育法（昭和22年法律第2

教育長

6号) 附則第9条の規定に基づく教科用図書) の採択基準及び選定資料並びにその他指導助言等に関する事項である。よろしく願います。

○ 続けて理由を述べる。

義務教育諸学校で使用される教科書の採択は4年ごとに行われ、昨年度、小学校の「特別の教科 道徳」をのぞく各教科の採択が終了している。しかし、今年度については、平成32年度から実施される小学校学習指導要領に伴う小学校並びに義務教育学校の前期課程における教科書の採択年度となっている。市町村教育委員会等へ適切な指導、助言等に資するために、全教科において教科書の採択基準及び選定に必要な資料を作成する必要がある。

また、今年度は、4年ごとに行われる中学校及び義務教育学校の後期課程並びに中等教育学校の前期課程における「特別の教科 道徳」を除く各教科の教科書の採択年度となっている。平成30年度検定において新たに合格した図書がなかったため、基本的には前回の平成26年度検定の合格図書の中から採択することになるが、市町村教育委員会等へ適切な指導、助言等に資するために、平成27年度採択に使用した選定資料等を有効に活用しながら、採択選定資料を作成する必要がある。

特別支援学校及び特別支援学級の学校教育法附則第9条に基づく教科用図書、いわゆる絵本や図鑑等の一般図書は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条において、4年に一度採択するという規定から除かれていて、毎年度採択基準が審議されている。本年度においても平成32年度に使用する教科用図書の採択基準及び選定に必要な資料を作成するものである。

このような状況を踏まえ、公正で適正な教科書採択に万全を期すために、教科用図書の採択基準及び選定資料並びにその他指導助言等に関する事項について、様々な観点から総合的に御検討いただくことを諮問する。

事務局

御審議いただく事項については、ただ今諮問したとおりである。

以後、審議に入るが、審議会規定により、審議の議長は委員長に務めていただく。よろしく願います。なお教育長は公務のため退席させていただきます。

委員長

審議事項1 「本会議の公開」について

○ 審議事項1の「会議の公開」についてお諮りする、事務局から説明願いたい。

事務局

○ それでは、審議会の公開について説明する。

資料1ページを御覧いただく。掲載のとおり、「情報公開条例」第19条の規定により、“審議会は原則公開”と定められている。ただし、「非公開情報が含まれる事項について審議等を行う会議を開催する場合」や、「会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合」には、「会議構成員の3分の2以上の多数で決定したときは、非公開の会議を開くことができる」とされている。

このことから、本日の第1回の審議会において、審議会そのものを公開とするか、非公開とするかを決定することになる。

ただ今申し上げた規定を前提に考えると、本日の会議の内容は小学校教科書の採択基準、中学校「特別の教科 道徳」を除く教科書の採択基準、そして、特別支援学校及び特別支援学級の学校教育法附則第9条に基づく

教科用図書の採択基準を御審議いただくものであることから、特に非公開情報には該当せず、公開が適当であると考えている。

ただし、審議会委員の名前については、公開されると外部からの働き掛けが行われることが想定されるなど、教科用図書の採択基準について、公正、円滑な審議が阻害され、公正又は円滑な執行に支障が生ずる、と認められることから、情報公開条例第8条第1項第7号に該当し、公開しないこととすることが適当であると考えている。

また、第2回審議会については、審議内容の中で、出版社ごとの教科用図書の特徴等について具体的な審議が行われることから、採択の公正を確保する意味で、審議については非公開が適当と考えている。

まとめると、「『第1回審議会は、委員の所属、氏名、顔写真や撮影など委員個人を特定できる情報を除き公開』『第2回審議会は非公開』が適当である」と考えている。

以上、御審議いただきたい。

委員長

○ ただ今説明のあった「公開の件」についてお諮りする。提案どおりでよろしいか。

<委員賛同>

委員長

○ 賛同いただいたので、第1回審議会は公開、第2回審議会は非公開とする。審議事項1は終わらせていただく。

審議事項2 「諮問事項」について

委員長

○ それでは、「審議の(2)の諮問事項」についての審議に移る。諮問事項1の前に、事務局から説明があればお願いします。

事務局

○ 諮問事項1の説明の前に、教科用図書採択制度、教科書の採択に係る基本方針について説明する。

資料2ページを御覧いただきたい。図1にあるように小学校用教科書と中学校用教科書については、4年おきの採択となっている。一方、図にはないが、特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書は、毎年度採択することとしている。さらに、表1にあるように、今年度、平成31年度は小学校における各教科で使用する教科書、そして中学校における「特別の教科 道徳」を除く各教科で使用する教科書の採択年度になっている。

なお、小学校の教科書は、来年度からの新学習指導要領の実施に伴う採択となる。また、今年度採択された中学校の教科書は、平成32年度のみ使用となり、平成33年度からは、平成32年度に新たに採択される新学習指導要領に即した教科書の使用となることを申し添える。

資料3ページを御覧いただきたい。これは、市町村立の学校で使用する教科用図書の採択の流れを表したものである。教科用図書採択とは、学校で使用する教科用図書を決定することである。市町村立の学校で使用する教科用図書の採択権限は、その学校を設置する市町村教育委員会にあるが、法律により（教科用図書無償措置法）、採択に当たっては、市単独で採択したり、近隣の市町村を合わせて共同採択地区を設定し、地区内の市町村教育委員会が共同して採択したりすることになっている。宮城県の採択地区は、4ページにあるように、6つの地区に分かれている。昨年度は、8つの地区に分かれていたが、大崎地区と栗原地区が統合して北部採択地区に、

石巻地区と登米地区が統合して東部採択地区となったため、今年度は6地区となっている。

5ページを御覧いただきたい。これは、県立特別支援学校小・中学部と県立中学校の教科書の採択の流れを表したものである。県立特別支援学校及び県立中学校における教科書の採択については、県教育委員会が行うことになっている。

次に、資料の6ページを御覧いただきたい。教科用図書選定審議会の役割と設置について説明する。

教科用図書選定審議会の任務については、御覧のとおり法律に定められており、第10条にあるように「県教育委員会は、市町村教育委員会等、その採択に関する事務について適切な指導、助言又は援助を行う義務」を有することが定められている。また、設置についても第11条に「県教育委員会はあらかじめ教科用図書選定審議会の意見をきかなければならない」とされており、本日の審議会の設置根拠と諮問機関としての役割が示されている。法律に基づき、県教育委員会では、8ページの教科用図書選定審議会条例を定めるとともに、9ページにあるように、審議会規程を定めているところである。

続いて、12ページを御覧いただきたい。本年度の教科用図書採択事務日程について、御説明申し上げる。本日は、第1回の審議会となり、県教育委員会からの「教科用図書の採択基準及び選定資料等について」の諮問を受け、審議していただく。

次に、本日の審議内容を踏まえ、4月26日から5月13日までの6日間、教科用図書選定審議会専門委員による専門事項の調査により、選定資料を作成する。選定資料については、通常のものに加え、今回も、小学校及び中学校の社会科で使用する教科書について、各教科書の特徴等を一層明確にし、教科用図書採択地区等において、記載内容や分量を容易に比較対照できるよう、選定資料の「補助資料」を作成する予定である。また、小学校「特別の教科 道徳」においても、前回の平成29年度の「別冊」資料をもとに補助資料を作成する。選定資料づくりに当たる専門委員は、教科指導又は専門的知識を有する教員等で構成されている。

5月24日、第2回審議会では、提出された「選定資料等」を基に、更に審議していただき、最終的に、5月31日に委員長より、県教育委員会へ答申をしていただきたいと考えている。その後、県教育委員会として、審議会の答申を基に教科用図書の採択基準や、選定資料を市町村教育委員会及び採択地区協議会へ通知するとともに、採択事務の周知徹底を図る。

各採択地区協議会においては、6月中旬から7月にかけて、採択地区協議会を開き、独自に調査研究を行い、8月中には、教科用図書の採択を決定することになる。また、出品された教科用図書を一般に公開するとともに、採択関係者による調査研究のために、6月14日から14日間、県内14か所で教科書展示会を行う。

なお、県立特別支援学校及び県立中学校については別日程になっている。県立特別支援学校及び県立中学校については、6月から7月にかけて特別支援学校では学校ごとに、県立中学校では教科用図書選定調査委員会が調査研究を行い、特別支援学校は採択検討会議を、県立中学校では教科書採択に係る審査委員会を経て教育委員会へ報告され、県教育委員会が採択を決

定することになる。

続いて、教科書の採択に係る基本方針について説明する。別紙の「教科書の採択に係る基本方針」を御覧いただきたい。これは、宮城県の教科書採択の拠り所となるものである。平成27年度に、教科書採択の重要性に鑑み、第1回教科用図書選定審議会において策定されたものを、第2期宮城県教育振興基本計画が定まったことを踏まえて、一部修正し県教育委員会としての教科書採択の方針を明確に示したものである。この「教科書の採択に係る基本方針」は、校種にかかわらず県内の公立学校で使用する教科書の採択について、基本的な方針5点を示したものである。

1点目は、教育基本法や学校教育法、学習指導要領といった国が定めた目的や理念を受けたものである。

2点目は、本県の教育振興基本計画や各採択地区、県立学校の実情を踏まえた採択を意図したものである。

3点目から5点目は、法令等に示された教科書採択の配慮事項を受けたもので、公正かつ適正な採択、開かれた採択、採択権者の責任等を示したものである。

この方針に則り、諮問書の中で申し上げた事項3件を諮問したいと考えている。教科用図書採択制度、教科書の採択に係る基本方針についての説明は以上である。

委員長

- 採択の流れ、基本方針についてここまでよろしいか。
では、諮問事項1について事務局から願います。

諮問事項1

事務局

- 諮問事項1：小学校において、平成32年度から使用する各教科の教科書の採択基準及び選定資料並びにその他指導助言に関する事項
- 平成32年度使用、小学校教科用図書の採択基準について御審議いただく。教科用図書の採択基準とは、選定資料を作成するための観点を示すもので、採択基準に基づいて専門委員が教科用図書の専門事項の調査にあたる。採択基準案をお配りする。
 - *平成32年度使用教科用図書（小学校）採択基準（案）を配布（小学校各教科用、特別の教科「道徳」用 2枚）ただいま、平成32年度小学校使用教科用図書の「各教科」と、「特別の教科 道徳」の採択基準案をお配りした。「特別の教科 道徳」という特性を踏まえ、その他の教科とは分けて採択基準案を示させていただいた。最初に、各教科の採択基準案を御覧いただきたい。採択基準は、「内容に関すること」「組織と配列に関すること」「学習と指導に関すること」「表現と体裁等に関すること」の大きく4つの項目から構成されている。先ほど説明したとおり、今年度は新学習指導要領の実施に伴う小学校教科書の採択年度となっている。そこで、昨年、平成30年度に開催された審議会で審議され、答申をいただいた平成31年度使用教科用図書（小学校）採択基準を改め、平成32年度用の採択基準案を作成した。改めたところについて御説明する。

「3 学習と指導に関すること」の（2）、改める前は、「児童の経験や興味を大切にし、学習の動機付けや自主的な学習が進められるよう配慮されて

いるか」という記述であったが、御覧のとおり、「児童の経験や興味・関心を大切にし、主体的・対話的で深い学びを実践するための工夫がなされているか」とした。

新学習指導要領では、学習指導要領に示された内容を「どのように学ぶか」という学びの質が求められている。また、授業改善の視点として、「主体的・対話的で深い学び」が示されている。児童が興味・関心を持って進んで学び、お互いの見方や考え方を交流し、これまで身に付けた知識や技能を活用しながら考えを深めるなど、学習指導要領が求める学びが展開できるような工夫がなされているか、という観点にした。

来年度から完全実施となる5、6年「外国語科」についても、学習指導要領上、求められる方向は他の教科と変わらないことから、この採択基準案に基づいて調査研究を行い、教科用図書の選定資料を作成したいと考えている。

続いて、「特別の教科 道徳」の採択基準案を御覧いただきたい。

この採択基準案は、一昨年度、平成29年度に開催された審議会で審議され、答申をいただいたものである。この採択基準は、新学習指導要領に基づいて作成されたものであることから、今年度も引き続き「特別の教科 道徳」の採択基準案として示させていただいた。

各教科との大きな違いは、「3 学習と指導に関すること」の(1)である。今回の学習指導要領の改訂で示されました道徳科の目標で求められる学習について示し、「(1) 道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習が進められるよう配慮がなされているか」としている。昨年度の審議会で「道徳的諸価値についての理解」という点について取り上げられたが、道徳的諸価値についての理解とは、道徳的価値の意義や大切さを理解するとともに、道徳的価値が人間らしさを表すものであることに気付き、価値理解と同時に、人間理解や他者理解を深めていくようにすることである、と共通理解を図っている。

以上、平成32年度小学校使用教科用図書の「各教科」と、「特別の教科 道徳」の採択基準案について説明した。

御審議のほど、よろしく願います。

委員長

○ ただいまの事務局の説明について質問はあるか。この基準は採択の時のものということである。項目ごとに見ていく。「1 内容に関すること」について何か質問等はあるか。

委員【千葉清】

○ (3)に関係すると思うが、「児童の心身の発達段階を考慮し、」というところに、現在、現場ではユニバーサルデザインの考え方が結構入っている。障害の有無とか子供の特性等によらないように配慮する観点が必要ではないか。

委員長

○ もし、具体的な考えがあればお願いしたい。

委員【千葉清】

○ 「児童の心身の発達段階を考慮し、障害の有無や特性に関わらず、学習意欲を高めるように工夫されているか。」ではどうか。

委員長

○ 他の委員はどう考えるか。意見をお願いしたい。

委員【三浦】

○ 内容はその通りだと思う。マイナス表記ではないプラス表記での文言の方がよいと思う。インクルーシブとか共生等迷うところだが、共に認め合っというような内容が1番委員さんの意見に入ってくればよいと思う。

委員【千葉和】

○ 言葉は浮かばないが、配慮した内容が含まれるようにするとよいと思う。

- 委員【清水】 ○ 学び方とか学習スタイルなど、授業を受ける子供たちの同じことを習得していくにも学び方はそれぞれだと考える。それに配慮した内容の提示の仕方はいかがか。認知特性になると専門的な言葉になるかもしれないが、教師の自分の得意な教授方法ではなく教科書の内容を子供たちの学び方に視点を持っていくと、「障害の有無に関わらず」がよい言葉になるのではないかと思う。
- 委員【伊藤】 ○ 「児童の心身の発達段階を考慮し、」という言葉は、幼児期とか学童期とか青年期など発達を示す用語がいろいろあるが、その意味で使われていると思っていた。具体的に（２）の「学校教育の方針と重点」に沿っているかというところがより具体的に（３）が活かされていくのではないかと思う。また、各学校が「教育目標」を持っている。その教育目標もこの中で意識した形で学習活動ができるような形にしていくことが必要ではないかと思っている。よって（３）は、いろいろな意味合いをどのように込めながら作成したのか伺ってみたい。
- 委員長
事務局 ○ 事務局お願いします。
○ 「心身の発達段階を考慮し、」の中には、それぞれ個性や障害を持っている子供も全部含めて包含的な意味を込めて設定している。皆様でよりよい表現にさせていただけるのならお願いしたい。
- 委員【千葉清】 ○ 児童の発達段階の中に包含されることでもあるのかもしれないが、あえて申したのは、例えば、色覚に特性をもつ子がいる場合は、学校現場は、板書するチョーク 1 本の使い方にも配慮している訳だが、同様に教科用図書の中にもそういうものが大分入ってきていると思っている。あえてこのことを挙げた方が、文科省の中でもユニバーサルデザインを大分述べているので、変えてもいいのではと思い、提案したところであった。
- 委員長 ○ 皆様の御意見は概ね趣旨は把握した。ここで、文言を決定するというのはなかなか難しいと考えるので、ひとまず事務局に文言を検討していただくということでよろしいか。
- <委員賛同>
- 委員長
事務局
委員長 ○ 事務局いかがか。
○ 3の（3）との関わりを考えながら、検討させていただく。
○ それでは、「2 組織と配列に関すること」に移らせていただく。何か意見があればお願いしたい。
- 委員【及川】 ○ 子供たちの学びに対して教材の配列であったり、各学校、地域に応じた内容が網羅されているかということも、しっかり書かれているので適当な内容だと考える。
- 委員【千田】 ○ 5つの視点から適切に網羅されているので、この通りでよいと思う。
- 委員長 ○ 何か御意見はないか。なければ、「3 学習と指導に関すること」についてお願いしたい。
- 委員【千葉清】 ○ （5）の「学習の手引き、挿絵、図表、写真等」とあるが、ここに最近教科書に入ってきている二次元コードやQRコードの文言も入れると、一つの採択基準としてよいのではないかと考えるのがいかがか。
- 委員長 ○ 具体的には、「写真等」のところに入るということか。
- 委員【千葉清】 ○ 例えば、Web ページのアドレスとかそういう言葉が入ってもいいのではと思う。
- 委員【加藤】 ○ 新学習指導要領を受けて書かれていることなので、提案どおりでよいと思う。今のQRコードの文言も書かれてあると、意識されて採択できるのでは

- ないかと聞いていて思った。
- 委員【小野寺】 ○ 現在の教科書にどのように記載されているのか把握していないので分からないところもあるが、確かに発展的な学習においてはQRコードも使えると思うが、全ての教科書についているのかどうか分からないので、そこが判断の基準になってしまうとやや見にくくなってしまうので、ここでは「等」とあるので、そのことにも配慮しながら見ていくことでよろしいのではないかなと思う。
- 委員長 ○ 1番委員どうか。
- 委員【千葉清】 ○ 「等」の中に含まれるというのであれば、よろしいと思う。文科省の中には新しい文言として出てきたので提案させていただいたところであった。
- 委員長 ○ 先ほど出た意見で、「1 内容に関すること」の中での多様な学び方というところと「3 学習と指導に関すること」の(3)「児童の多様な個性や能力に広く対応できるか。」というところとの対応という意味で、こちらに含めるので1番の方は動かさなくてもよいのではないかなということかと思うが、そのことについてはいかがか。
- 委員【今野】 ○ ユニバーサルデザインはどの発達段階でも必要なので、1番委員が言うように内容にも関係するが、3の「多様な個性や能力に広く対応できる」という部分で対応できていると思う。また、色覚や様々なものに対応するとすれば、3に合わせて4の「体裁」や「表現」のところにもそういう文言を入れてもいいのかと考える。
- 委員【伊藤】 ○ 3の(1)の「基礎的・基本的な知識・技能の習得」でいったん切れる。羅列的な表現になっているので、「基礎的・基本的な知識・技能を習得し、これらを活用しながら思考力・判断力・表現力等の育成」という表現にした方がいいのではないかな。
- 委員【多田】 ○ 「基礎的・基本的な知識・技能を習得し、これらを活用しながら思考力・判断力・表現力等の育成」という表現の方が分かりやすくなると思われる。
- 委員長 ○ それでは、このように表現を改めるという方向でよろしいか。
<委員賛同>
- 委員長 ○ それでは、「4 表現と体裁等に関すること」に移る。いかがか。
- 委員【千葉和】 ○ 提案のとおりでよろしい。
- 委員【千田】 ○ 多様な視点から適切に基準が設置されているので、よろしいと思う。
- 委員長 ○ 1～4の全体を通して、事務局から何かあればお願いしたい。
- 事務局 ○ 皆様からいただいた御意見をよりよく反映させていきたいと思う。
- 委員長 ○ それでは、多様な学び方のところをどう含めていくか。QRコード、Webページのところをどういった形で入れられるかというところを引き取らせていただいて、事務局の方で検討していただく方向でよろしいか。
- 事務局 ○ はい。委員長と相談しながら検討していく。
- 委員長 ○ 文言を詰めるところまで、与えられた時間内でいけそうもないので、このような形にさせていただく。
- 委員長 ○ それでは、続いて「小学校 特別の教科 道徳」の採択基準に移る。これについては、29年度の審議で吟味された内容であるが、1から順番に見ていくことにする。では、「1 内容に関すること」についていかがか。
- 委員【三浦】 ○ よいと思うが、宮城県では「先人集」であったり、地域の力を発揮されて後世への思いであったりと、たくさんあるので、1に入ってくるとよいと思う。

- 委員【及川】 ○ 細かな点をどこまでここに盛り込むのか。先ほどの発達段階のところでもインクルーシブとか障害の有無という話もあったが、(2)の「学校教育の方針と重点」の中には、人権教育や共生、特別支援のことなど細かに書かれてあるので、細かな部分についてはそちらに譲るといっていいのではと思う。どこまで細かな点を網羅していくのかは検討が必要だと思う。
- 委員長 ○ 確かに、採択基準として書く場合には、あまり細かいことを書き表すことまでいかないわけであり、ある程度他に基準となるものが書き表されているのであればそれに任せるというようなやり方も正しいやり方なのではないかと考える。
- 委員【千田】 ○ 「先人集」はすばらしい資料だと思っているが、それに関して、道徳の教科の中で総合的に活用していく資料としての位置付けという意味では大事だと考えるが、教科書採択基準との関係性において盛り込んでしまうことは、採択の際の限定的な条件になってしまう可能性もあるので、慎重に考えてもいいのかなと思う。
- 委員【三浦】 ○ その通りだと思う。2の(5)にも「各地域の実態」とあるのでよろしいと思った。
- 委員長 ○ それでは、「2 組織と配列に関すること」に移る。いかがか。
- 委員【加藤】 ○ この提案どおりでいいと思う。
- 委員長 ○ 何かないか。
- 委員長 ○ それでは、2について特に意見がなさそうなので、「3 学習と指導に関すること」に移る。いかがか。
- 委員【今野】 ○ 大筋このままでよいと思うが、道徳においても主体的・対話的な学びをするように学習指導要領に明記されているので、3の(2)の表現をどのようにするか一考が必要かと思う。
- 委員【多田】 ○ 新学習指導要領の道徳において、議論する道徳のような形で言われることが多いのだが、そのような視点も大事ではないかと考えていた。それが「主体的な学習」に関わるのか、例えば「多様な学習活動に適応するような内容であるか」というものに入るのかどうかということを考えている。
- 委員【伊藤】 ○ (1)の「自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方について考えを深める」とあるが、自分を見つめていくことは非常に大事なことだと思う。また、自分と語る、自己内対話と同時に他人の心も分かることもあったらよいと思う。(3)がそうなのかとも思う。「多様な個性や能力に広く対応できるか。」が他人の心が分かることとも読んでいたところであるが、いかがか。
- 委員【千葉令】 ○ (1)であるが、先ほどの説明のときに、「道徳的諸価値」が人間理解であったり、他者理解を含めての道徳的諸価値の理解になるという説明があったので、そこに他者の理解があるのではないかと思った。それから(2)の主体的・対話的という小学校の各教科の言葉を今年度変えたという話があったが、前の文章が今の道徳の「学習の動機付けや主体的な学習ができるように」という部分を変えたという話があったので、各教科と同じように変えてもよいのではと思った。
- 委員【千葉清】 ○ 道徳についても「主体的・対話的で深い学び」という土台の上に乗っかっているという捉えであれば、(2)も各教科等と同じように表記した方がよいと私も思った。
- 委員長 ○ このことについて事務局から何かあればお願いしたい。

- 事務局 ○ 説明でも申し上げたが、前回答申を受けたものをそのまま使わせていただいたので、皆様の御意見でよりよくなればよろしいと事務局では思っている。
- 委員長 ○ それでは、各教科等と同様に表現に変えていく方向でよろしいか。
- <委員賛同>
- 委員長 ○ 「4 表現と体裁に関すること」についてはどうか。
- 委員【佐々木】 ○ このままでよい。
- 委員長 ○ 全体としてはいかがか。
- 委員【庭野】 ○ 3の(2)については、小学校各教科の3(2)でよい。あえて変える必要はない。
- 委員【吉村】 ○ 全体的に明快である。
さらにとということかというと、「3 学習と指導に関すること」の(1)で「考え」という文言が重なっているので、「捉え」に変えるなど、表現の工夫があってもよいのではないか。
多様な考え、他者理解は大切であり、盛り込みたいが、これ以上盛り込むのは難しい。
「2 組織と配列に関すること」の(1)で「組織」という文言が出てくるので、重なっているので変えることができるなら、その方がよい。
- 委員【伊藤】 ○ 道徳だからこそ、対話による深い学び合いができる内容がほしい。このようなことを「表現と体裁に関すること」に盛り込みたい。
- 委員長 ○ 3の(2)に主体的対話的で深い学びを「学び合い」という文言に変えた方がよいという意見か。
- 委員長 ○ 事務局からはほかに補足はないか。
- 事務局 ○ 先ほどの3の(5)の「等」の扱いなど、専門委員会で意識しながら進めていきたい。
- 委員長 ○ それでは、修正を加えてお認めいただいたということにさせていただきます。
- 委員長 では、諮問事項2について事務局から願います。
- 諮問事項2**
- 事務局 ○ 諮問事項2：中学校において、平成32年度に使用する『特別の教科 道徳』を除く各教科の教科書の採択基準及び選定資料並びにその他指導助言に関する事項
- 事務局 ○ 平成32年度使用、中学校の「特別の教科 道徳」を除く各教科書の採択基準案について御審議いただく。
採択基準案をお配りする。
*平成32年度使用教科用図書(中学校)採択基準(案)を配布
今年度は中学校の教科書の採択年度となっているが、平成33年度から、中学校において新学習指導要領の全面実施となるので、来年度、また新たに中学校におけるすべての教科書を採択することとなる。つまり、今年度採択した教科書は、平成32年度の1年間のみ使用となる。
平成30年度教科用図書検定において、新たに合格した教科書はなかったので、平成32年度は、前回の平成26年度検定合格教科書、つまり現在使用されている教科書の中からの採択となる。
従って、平成27年度に開催された審議会で審議され答申いただいた、現在使用している教科書を採択する際の基準「平成28年度使用教科用図書(中学校)採択基準」を、平成32年度使用教科用図書(中学校)の採択基準案

にしたいと考えている。平成32年度は、新学習指導要領への移行期間ではあるが、あくまでも現行の学習指導要領に基づいた指導となる。

なお、中学校における「特別の教科 道徳」を除く教科書調査研究については、専門委員による調査研究を行わず、平成27年度に作成した「平成28年度使用教科用図書選定資料」を義務教育課指導主事で見直し、修正を図りたいと考えている。

御審議のほど、よろしく願いたい。

委員長

○ それでは、まず事務局の説明について質問はあるか。

よろしいか。今年度は新しい教科書は出ていないということなので、選択基準を見直すことはあるかどうか。「1 記述内容に関すること」について、お気づきのところはあるか。

委員【清水】

○ 事務局の考え方でよいと思う。1の記述内容も適切である。

委員【多田】

○ 私も同様で、1については特にはない。

委員長

○ 次に、「2 組織と配列に関すること」についてはどうか。

委員【千葉和】

○ 特に問題ないと思う。

委員長

○ 次に、「3 学習と指導に関すること」についてはどうか。

委員【千葉清】

○ 基本的にはそのままでもよいが、他の資料と比べると、「すすめる」がひらがな表記になっているので、そろえた方がよい。

委員長

○ その他にはないか。それでは、「4 表現と体裁等に関すること」についてはどうか。

委員【高城】

○ 4に関して、この記述でよい。

委員長

○ 全体を通して、気付いたことはあるか。

委員【吉村】

○ 今年度限りということもあり、全体として問題ない。

委員長

○ 先ほどの表記の件も含め、事務局からは何かあるか。

事務局

○ 中学校はほとんど内容が変わっていないため、前回の答申いただいた採択基準を示した。来年度は新学習指導要領に基づき、改める必要がある。小学校の採択基準との整合性を図りながら、作成していく。

委員長

○ それでは、来年度に向けて修正をしていただく。この案を認めていただいたこととする。この案を基に、選定資料の作成を行っていただく。

委員長

では、諮問事項3について事務局から願います。

諮問事項3

委員長

○ 諮問事項3：特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書の採択において、平成32年度に使用する教科用図書（附則第9条の規定に基づく教科用図書）の採択基準について事務局から願います。

事務局

○ ただいまお配りした、平成32年度使用学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（一般図書）採択基準「特別支援学校及び特別支援学級」を御覧いただきたい。

○ 御審議いただき、「県立特別支援学校の小・中学部及び、小・中学校の特別支援学級において、平成32年度に使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択基準」について御説明申し上げます。

ここでいう、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書とは、学校教育法附則「教科用図書使用の特例」第9条で規定されている教科書のことである。第9条に述べられている「第34条1項に規定する教科用図書以外の教科用図書」とは、例えば、このような（2冊実際に見せる）絵本や図鑑な

どである。

これらの本は、街の書店で通常売られている本であり、一般図書と呼ばれている。

なお、小・中学校の教科用図書は、通常4年に一度の採択だが、附則9条に規定する教科用図書、いわゆる絵本や図鑑などの一般図書は、4年に1度採択するという規定から除かれており、毎年度、採択基準が審議されている。この採択基準に基づいて専門委員が専門事項についての調査にあたり、選定資料を作成する。

採択基準案については、教科用図書の選定にあたり考慮すべき事項4項目「1 内容に関すること」「2 組織と配列に関すること」「3 学習と指導に関すること」「4 表記と体裁等に関すること」を示している。

昨年度の審議で、小・中学校と表記の点で揃えるようにという御意見をいただき、「2 組織と配列に関すること」の(1)(2)、「3 学習と指導に関すること」の(3)(4)(5)及び「4 表現と体裁等に関すること」の(5)について修正して提案させていただいた。

また、「1 内容に関すること」の(4)についても御意見をいただき、「様々な体験活動を促し、自己を生かせる生き方や進路を考えられるものか。」から「様々な体験活動を促し、自己を生かす生き方や進路を考えられるものか。」と修正して提案させていただいた。御審議を宜しく願います。

- 委員長 ○ 今事務局からあった説明に関して最初に質問等があれば受けたいが、いかがか。なければ、今回も同様に項目ごとに審議していきたいと考える。
- 委員長
委員【齋藤】 ○ まず項目1の「内容に関すること」について意見をいただきたい。
- 先ほど事務局から話があったように、小学校や中学校に揃えられるところは揃えるといったところを押さえつつも、やはり特別支援学校や特別支援学級に合わせたように特に「(3) 社会適応能力の向上、自立や社会参加」また「(4) 様々な体験活動、生き方や進路」という文言が入っているところが採択する上で大切なことと思っている。案の通りでよい。
- 委員【清水】 ○ 私も適切と思う。「(1) 教科等の目標を的確に反映しているか」について障害をもった子供たちであるが、教科としてねらえるところをきちんと学習の内容として取り込んでいくことが大事なことであり、この辺を見落としなく項目に上げているということがとても大事だと思う。(2)も先ほど(他の委員がふれていたように)小・中学校と絡むが『学校教育の方針と重点』の趣旨」をしっかりと見て、その実現に対応していくという点が、文言の中でどこまで基準として含めていくかにも関わってくるが、これをもって含まれているということかどうかということについても、今後さらに検討していただければと思う。
- 委員長 ○ 今の意見について他の委員はいかがか。
- それでは、項目1については、よろしいか。
- 次に項目2「組織と配列に関すること」に移る。これに関しても意見等いただきたい。
- 委員【千葉令】 ○ 毎年、採択基準について検討されてきているのでこのままでよいと思う。
- 委員長 ○ その他、意見はないか。では、項目3「学習と指導に関すること」に移る。こちらについていかがか。
- 委員【庭野】 ○ 3の「(1) 児童生徒の障害の状態や発達段階、特性等に応じているか」について、実際、特別支援学校にいるお子さんたちや特別支援学級にいるお

子さんたちは発達の状態，段階や種類，程度が多様である。そのため，一人ひとりに合わせるべきと考えるが，合わせようとするとかなりたくさんの種類を選ばなければならないと思う。一般図書の種類はどのくらいまで選択可能か。確認したい。

委員長
事務局

- この件については事務局をお願いしたい。
- 一般図書については，文部科学省の方から出されているものをすべて採択できるとするのは難しいため，その中から（宮城県では）毎年入れ替えをしながら子供たちにより使えるものを採択している。教科書については一人一科目1冊ということで，選定するようにしている。

委員【庭野】

- そうすると，児童生徒の障害の状態や特性等に合わせるというよりは，ある程度汎用性のあるものを少ない種類の中から当てはめているということになるのか。そういうことでいいか。

事務局

- 御指摘の通り，子供たちの障害の状態等については実態に応じて様々であり，すべてに対応は難しいところもあるので（一般図書については）幅の広い汎用性の持ったものが必要となることもあるが，その中で一人一人の実態に応じた特性に合ったものを選ぶということが必要となると考える。教科用図書としては多くの中から適切を選んでいく方向になると思われる。

委員長

- その他意見がなければ，（４）「表現と体裁等に関すること」についてに入るが，いかがか。

委員【庭野】

- 項目４の「（２）表記・表現が適切であるか」について，例えば小学校や中学校では「学年に応じて適切」という「学年に応じて」という基準がある。しかし，ここには何もなく「適切であるか」になっている。ここに文言を何か入れたほうがいいのではないか。例えば，先ほどの項目３の（１）のように「児童生徒の障害の状態や発達段階，特性に応じて適切であるか」にするとか，あるいは，もっと広くとらえて「児童生徒が理解しやすいような表記・表現になっているか」というような何らかの基準がないと，ただ「適切である」と書かれていても，基準としては曖昧になるのではないか。検討いただきたい。

委員長

- これは，私から話すのがいいかどうかと思うが，何年度の審議会か忘れてしまったが，この「適切であるか」についてかなり議論がなされた。その際，この「適切であるか」には，かなりいろんな意味が込められていると聞いた記憶がある。例えば，絵本や図鑑などは元々教科書として作られた本ではないので，それを教科書として使うのに適切かという意味も含めて，更に，児童生徒の発達の状態に対して適切かということも含めているなど，いろいろな意味を込めて「適切」であるというような議論があり，その時はこの形で納まったという覚えがある。もし，事務局で補足があったらお願いしたい。

事務局

- 委員長より指摘があったが，以前の審議内容について十分把握していない部分があるので，どういった経緯でこのようになったのかについては確認して答えたい。

委員長

- 一般的な絵本などの本の中には，いろんな表現がされているものがあり，教科書として学校で使われるものとしては適切ではないというものもあるということも含めたいという話だったと思う。

委員【庭野】

- それでは「教科用図書として表記・表現が適切であるか」と加えたらどうか。

委員長

- それは，いろいろな発達段階や状態に応じて適切であるかということも

- 入っている気がするのだが、他の委員の方いかがか。どのように受け止められるか。
- 委員【清水】 ○ 私も委員長と同じで、何をもって適切かというのを話し合ったことがあったと思うが、今十分には思い返せていない。もう少し（他の委員がいうように）基準がないと、「表記・表現が適切」であるかの意味や内容が薄い感じがするので、事務局で記録をたどって再度提案してほしい。
- 委員【今野】 ○ 一般図書は確かに扱いが難しい。委員長が話したように、まず教科用図書として使用するのに適切かという点について、絵本は子どもに使わせて本であるが、時代が変わり、例えば喫煙などの様子は、子どもの一般図書としてはふさわしくないという部分があって削除したり、基準を見直したりということがあったと思う。他の委員が話すように障害の種別など、特性に応じたというところで、ユニバーサルデザインに関するところも含めて適切かということもある。私としては両方を含んだ形でよろしいのではないかと思う。表記するとしたら両方書かなくてはならないことになるので、その辺りは事務局で検討してほしいが、（現行のものは）両方の意味が込められていると思われる。一般図書は採択が難しいので、苦労が多いと思うが、よろしく願いたい。
- 委員長 ○ 最終的に、選定資料の中に「適切かどうか」というところが反映されてきているかどうかについても含めて、一度事務局の方で過去の議論も含めて見直してもらい、このままでよいかどうか判断してほしい。これについても一度引き取らせてもらうことでよろしいか。委員長・副委員長とで相談させてもらい、最終的な形を作りたいと思う。項目1から4までの全体を通して何か意見はないか。
- 委員長 ○ よろしければ、先ほどの案件については事務局と持ち帰って確認させていただいて進めることで了解いただきたい。これで諮問事項3を終わる。
- 委員 ○ これで審議の（2）を終わる。なお、審議会規定の第4条で「専門委員は委員長の命により専門事項の調査に従事する」となっているので、本日の内容を十分に事務局から伝えるようお願いしたい。
- 審議事項3 「その他」について**
- 委員長
事務局 ○ 審議事項3の「その他」で何か事務局からあるか。
- 委員 ○ 「第2回選定審議会の日程」についてお諮りいただきたい。事務局としては、先ほど申し上げた採択日程との関係で、次の会については、5月24日（金）午前10時から正午まで、庁舎11階第2会議室で、開催させていただきたいと考えている。
- 委員 ○ なお、当日は、委員の皆様には小学校及び道徳以外の中学校用、並びに特別支援学校・特別支援学級で使用する教科用図書の見本を手にとって御覧いただく時間を確保するため、審議会前に別室にて展示する。これらの点について、御審議いただきたい。
- 委員 ○ 特に、御異議がなければ、今回は5月24日（金）午前10時より開催としたいがよろしいか。
- 委員 ○ 以上で審議を終わる。議事を事務局にお返しする。
- 進行 ○ 宮城県教育庁義務教育課長 奥山 勉 が御礼の挨拶を申し上げる。

義務教育課長

○ 本日は、平成32年度使用教科用図書の採択に係る審議事項について、委員の皆様にご熱心に御審議いただき感謝申し上げます。正に、主体的・対話的で深い学びの時間であった。この空気感を専門委員にもしっかりと伝え調査研究を進めて参りたい。

本日、開会の挨拶でも教育長が申し上げたとおり、教科書は学習の主たる教材であり、子供たちの学びに大きな役割を果たすものとする。児童生徒一人一人の学びの充実のために、どのような教科書を使わせるかということは大変重要な意味を持つ。

次回の審議会では、教科書を閲覧していただき御審議いただくが、次回も本日同様、皆様のそれぞれの専門的見地から御意見を賜うようお願い申し上げます、閉会の挨拶とする。

進行

○ 閉会